

も、いろんな形でふくそうしてるというか、問題があったとしても建設課、あるいは農林水産課、復興推進課、そして商工観光課と入り組んだ問題がたくさんあります。そんな中で、やはり連携をして、しっかりと対応していくことが必要だと思っておりますし、また、産業部だけでなく、例えば教育委員会であったり、市民部といろんな面で連携していく必要があると思っておりますので、今後もそのように対応してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

東野議員。

○2番（東野恭行君）

重ねて申し上げますが、糸魚川市民がわくわくするような取り組みを駅北の復興に映し出していただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で、東野議員の質問が終わりました。

関連質問なしと認めます。

暫時休憩いたします。

再開を13時といたします。

（午後0時08分 休憩）

（午後1時00分 開議）

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、平澤惣一郎議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。〔1番 平澤惣一郎君登壇〕

○1番（平澤惣一郎君）

奴奈川クラブの平澤惣一郎です。

発言通告書に基づき、1回目の質問をさせていただきます。

1、権現荘問題疑惑の解明と元支配人及び行政の責任について。

元市営の宿・柵口温泉権現荘不正疑惑問題については、毎回質問をさせていただきましたが、いまだ納得できる答弁はなく、逆に説明を聞けば聞くほど、なぜ1億円を超える赤字が生じたのか、元支配人の私物化ともいえる放漫経営を長年許してきたのか、疑惑が深まるばかりであります。

また、織田副市長の辞職により、なし崩しに責任問題がうやむやにされることも懸念されます。

織田副市長は、なぜ辞任しなければならなかったのか。今なお、続く「臭い物にはふたを」とい

う隠蔽体質が繰り返されるのではないか。行政の長として市長の見解をお聞かせください。

私は議会の追及も甘いと考えます。権現荘問題を初めとした数々の疑惑をうやむやにしてきたところ、隠蔽体質という行政の闇をつくり上げてきたと言っても過言ではないでしょう。

新たな副市長を迎えた今、いま一度、疑惑の解明に取り組むべきと考えます。以下についてお答えください。

(1) 小林元支配人より迷惑料として42万円を受け取っており、さきの本会議においても承認されました。その際、あくまでも迷惑料であり、損害賠償ではないとの認識となりました。ならば告発され書類送検された、私的消費された物品に対して、損害賠償請求並びに背任行為で行政が訴えるべきであります。なぜやらないのかお聞かせください。

(2) 市直営の宿「権現荘」のずさんな管理・放漫経営の結果、7カ年で1億円を超す巨額な累積赤字を市民の血税で補填し、年間2,000万円の黒字化を約束した4億円ものリニューアル後も大幅赤字を計上したことに対して、議会からの厳しい指摘と市監査委員からの厳しい指摘をどう受けとめているのか。もはや権現荘問題は、結論の出た案件とお考えかお聞かせください。

(3) 説明のつかない1億円を超える巨額な赤字を貴重な市民の血税で補填することなど言語道断であり、財務管理上も決して許せるものではない。市長を初めとした減給処分で済む問題ではなく、当時権現荘経営トップの市長の責任において私財を投じてでも市民に返還すべきと考えるがいかがでしょうか。

(4) 計画を前倒しし、直営から株式会社能生町観光物産センターへ指定管理に移行した契約内容と経過、理事会や株主総会で本当に反対意見はなかったのか。

(5) 指定管理移行後の経営状態はどうか。赤字の場合はどうするのか。税金による赤字補填はしないと明言しているが、糸魚川市は同社の株の50%を保有する大株主であり、かつて米田市長が社長を務め、指定管理移行後も副市長が取締役となっている。責任問題が不明確であり、将来的に税金による赤字補填が危惧されている。本当にいかなる場合であっても、税金による赤字補填はしないのか確認させてください。

(6) 織田副市長の辞任理由について、いま一度、明確にお聞かせいただきたい。

火災発生のおくれ、議会に対する報告のおくれが理由とするならば、報告を聞いていた消防長も総務部長も同罪であり、行政の長である米田市長こそ最高責任者であり、織田副市長にだけ責任をとって辞任させるのは、不条理と考えるがいかがでしょうか。

金子総務部長、織田副市長、原能生事務所長、小林支配人、当時を知る者は、いずれも答弁席にはおらず、米田市長みずから責任を持って、一連の疑問に真摯にお答えいただきたいと思えます。

1回目の質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

平澤議員のご質問にお答えいたします。

1 番目の 1 点目につきましては、損害賠償を求めるための立証が困難で、賠償を求めることはできないと考えております。

2 点目につきましては、市はこれまでの議会や市民からの請求に対する監査結果を重く受けとめ、改善に努めております。

なお、管理運営及び監督責任や不手際、怠慢については、これまでお示ししてきたとおり、それぞれ処分を行ってきたところであります。

3 点目につきましては、赤字の原因は内的要因や外的要因により生じたもので、複合的なものと考えております。

決算の状況につきましては、各年度の決算審査において説明してまいりましたほか、これまでの議会においてもご理解を得られるべく説明をしてまいりました。

4 点目につきましては、28年10月31日の総務文教常任委員会及び、同年12月21日の市議会全員協議会に提出した管理運営業務仕様書の内容に沿った契約を行っております。

なお、株式会社能生町観光物産センター取締役並びに株主総会において、反対する意見もありましたが、承認をされております。

5 点目につきましては、30年9月議会で経営状況を報告いたしましたとおりであります。大変厳しいものとなっております。

なお、指定管理者との協定では、赤字決算であっても、それを補填しない内容での契約となっております。

6 点目につきましては、寺町地内の失火に伴う議会対応等の責任を重く受けとめ、11月末で辞職の申し出があり、慰留に努めましたが、本人の意思がかたく、受理したものであります。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、部・課長からの答弁もありますのでよろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1 番（平澤惣一郎君）

それでは、2 回目の質問に移らせていただきます。

順序が多少変わるかもしれませんが、ご容赦をお願いいたします。

まず初めに、織田副市長の退任理由の説明の中で、織田副市長は議会対応の最高責任者であると市長は述べられましたが、どういう意味なのか。藤田副市長が後任になられましたが、引き続き、議会対応の最高責任者という位置づけなのですか。いま一度お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

それは、前織田副市長が、自分で辞職のときにそう理由の中に位置づけておられます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

私は、市長こそが議会对応の最高責任者であると考えます。そういう責任の押しつけが、織田副市長を任期半ばの退任に追い込んだのではないですか。いま一度お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

私も、最高責任者は私だと思っております。であります。織田副市長は、やめる理由として、自分がそういう発言をされて、自分でそういう受けとめ方をされております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

これまでも教育委員会では、いじめ問題や数々の不祥事に対して、教育長、教育次長、学校長などが辞任し、責任問題がうやむやにされてきたと聞いております。都合が悪くなったら、トカゲの尻尾切りのようにやめさせる、あるいは配置がえをする。いつまでたっても責任問題はうやむやになっていく。これでいいのでしょうか。

〔「議長、休憩をお願いします。」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

暫時休憩します。

〈午後1時10分 休憩〉

〈午後1時11分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

これは一連の流れを言っとるんで関係あるでしょう。今までそうしてきたんですよ。ですから、それに対してどう思うのかということなんです。しっかりお答えをいただきたいと思っております。

〔「暫時休憩をお願いします。」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

暫時休憩します。

〈午後 1 時 1 2 分 休憩〉

〈午後 1 時 1 2 分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1 番（平澤惣一郎君）

それでは、質問、次に行きます。

糸魚川市の行政の長として、最高責任者は市長なんです。今、答弁をいただきましたとおりです。当たり前のことなんです、いま一度しっかりと確認をさせていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、私は一番、市の行政の最高責任者と、私は自覚しております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1 番（平澤惣一郎君）

火災発生のおくれ、議会に対する報告のおくれが理由とするならば、報告を聞いていた消防長も総務部長も同罪であり、行政の長である米田市長こそ最高責任者であり、織田副市長にだけ責任をとって辞任させるのは大変不条理と考えますが、その点いかがでしょうか。

〔「休憩願います。」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

暫時休憩します。

〈午後 1 時 1 4 分 休憩〉

〈午後 1 時 1 4 分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

では、やめさせたという部分は削除いただきますが、そうとられてもしょうがないような状況なんじゃないですか。違います。

市長は、今回の火災発生の報告のおくれについて、議会、委員会に対して一切の謝罪を行っていません。非常に残念と言っているだけで、丸で人ごとのようじゃないですか。報告は速やかに受けていたんでしょ。そのとき、どのような指示をしたんでしょう。お聞かせください。

〔「反問します。」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

暫時休憩します。

〈午後1時15分 休憩〉

〈午後1時15分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

反問をお願いします。

○市長（米田 徹君）

報告を受けた内容については、火災の報告なのか、辞任の報告なのか、それ何でしょう、どちらなのでしょう。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

火災の報告です。

○議長（五十嵐健一郎君）

よろしいですか。

反問を終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

火災直後、報告を受けております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

ですから、そのときどういう指示を下したのかということを知っているんですよ。どんな指示を出されたんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

火災の内容によって、市長が直接指示を出すようなことはなく、消火したというものであったり、いろいろあるわけでございますので、全て私が細々とそういったあれはどうすれ、これはどうすれという指示は、私は出さなかったと思っておりますし、私がその発生と、しばらくしてから報告受けた中においては、消火したという報告も合わせていただいております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

今回もまた、責任問題をやめた副市長の責任と、みずから責任をうやむやにするおつもりなんですか。糸魚川市のトップとして、明解にいま一度、お答えをいただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

私は、今までいろんな出来事があった中において、責任をうやむやにしてきたことはないと思っております。全て私の責任において、その対処のとり方をやってまいりましたし、今回もやはりそのような形で処理をしてきたと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

市長、あなたは最初に言ったように消防に対しても、消防団に対してもトップなんですよ。他人事のように自分自身の責任については、何も言及しておりません。どのように思われているんですか。責任はないと思われとるんですか。いま一度、お答えをいただきたいと。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

私は、先ほどから申し上げているとおり、最高責任者としていろんな責任をとってまいっておりますし、今回のやつもその中で下した処理と捉えとるわけでございまして、全てが、じゃあ全員がみんなで何々明確にしなくちゃいけないという基準、いろんなものがあるわけでありますが、私はそういうのを判断し、そして、私1人での考えでございませぬ。この担当と協議をしながら責任の処し方を進めてきたわけでございまして、今回もそのようにさせていただきました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

それでは、やはり糸魚川市のトップとして、やはりこういう問題を速やかに解決できるようにこれから取り組んでいただきたいと思っております。

次に、権現荘の問題に移ります。

いま一度確認いたしますが、小林支配人が支払った42万円は、あくまでも個人消費目的の酒の購入に対する損害賠償ではなく、迷惑料であるということではないでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

お答えいたします。

迷惑料ということで、お受け取りさせていただいております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

それでは、告発により警察の捜査で背任行為が明らかとなり、書類送検された地元スーパーでの購入した約39万円に対する損害賠償は、どうするおつもりなんですか。

ここに、小林支配人の背任行為を立証するために証拠として提出していただいた地元スーパーでの伝票がここにあります。告発された方からお借りしてきたものですが、資料として提出いたしますから、行政としても調査していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

お答えいたします。

資料につきましては、当方からも提供させていただいたとでございます。その内容については、当方も承知しているところでございます。その内容等によって告発がされたというような、今のお話の趣旨だと思っておりますけれども、いろんな議会、あるいは委員会等の中で、調査をしていただいた

り、質問していただいた中でいろんな形でお答えをしてきたと思っております。

ただ、しかしながら、その中では調査がそれ以上、市のほうでは難しいというようなこともございまして、警察のほうにご相談をさせていただいているというようなことでもございまして、同時に、そのころに第三者から告発がなされて、警察のほうで捜査がなされてるというようなことも聞いておりますし、当方では告発内容は、当時は承知しておりませんし、今も正確なところは承知してものではございませんけども、警察の捜査の中で、そのあたりも含めて調べられたんだろうというふうに解釈しております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

何度も言いますが、不起訴となったとしてもですよ、内容は起訴猶予なんです。罪状を認めているんです。無罪じゃないんです。行政当局が改めて被害届を提出すれば、再捜査となり得るんですよ。なぜ悪いことをした人間を訴えないんでしょう。被害者は行政ではなく、市民ですよ。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

お答えいたします。

その件につきましても警察のほうでさまざまな捜査が行われる中で、検察のほうで判断がなされたものというふうに思っておりますし、起訴されて、その起訴の内容がどのようなものかというのが、つまびらかにされた時点で、当方もその内容についての対応というものがわかるかと思えますけれども、それについては、当方では承知してないところがございまして、それについては訴えるというようなことでは考えておりません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

ここに証拠の書類があり、検察へ書類送検された事実がある以上、行政責任において知らないでは済まされないでしょう。証拠資料として、議長に提出いたしますので、行政並びに所管の総務文教常任委員会において、しっかりと調査していただきたいと思いますが、その点いかがでしょう。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

藤田副市長。〔副市長 藤田年明君登壇〕

○副市長（藤田年明君）

お答えいたします。

議員が持っておられる証拠というのは、いわゆるお酒の購入の伝票関係だと思うんですけども、

それについては当然、市のほうでも書類のほうは確認しております。

ただ、それは酒を買ったというだけの証拠であって、それを自己消費したという証拠がない限りは、市としては損害賠償することもできないものと思っておりますし、検察のほうに書類送検されて、検察の判断としては、あくまでも不起訴ということで、裁判にはかけられてないということを考えて、無実ではないけれども、有罪でもないということではないかと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

ここに平成30年3月9日、能生事務所が発行した書類がございます。警察の捜査を受けた元支配人と面談して、面談した聞き取りの概要ということで、元支配人は、警察の捜査の中で権現荘で購入した糖質ゼロの清酒は、ほとんどお客様と接客サービスの際に使用したと、ちゃんとはっきり自分で言ってるんですよ。少しだけ私的に飲んだことも、やっぱり本人が述べてるんです。市職員に、これをみずからが話したということなんです。その後、支配人の代理人弁護士からは、私的に飲んだことを否定してきたこともありますということなんですけども、これは大変重要な書類だと私は思うんです。これをあなた方は、正式に支配人の言葉として出すんですか、出さないんですか。お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

お答えいたします。

私的に飲んだというようなお話もあったわけでございますけれども、議員おっしゃられますように代理人の弁護士のほうから、そのようなことはなかったというようなことで申し入れが出ておりますので、当人の代理人の弁護士の言葉ということで当方は受けとめております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

ということは、弁護士の言うことを信用するということなんですね。それは大変なことですよ。それでは、支配人は検察庁で全てうそを言ってきたということの証明になるんですよ、これは。その辺どうお考えですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

お答えいたします。

弁護士は、全て否ということでは全くないと思います。弁護士は、弁護士の任務に基づいて発言

なされてるということで、今回についてもそのような形の対応がなされたと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

そういうことを聞いてるんじゃないですよ。あなた方は、その弁護士を信用して、これを出したんですか。イエスかノーで言ってくださいよ。こんな余計なこと言わなくていいですよ。イエスなのか、ノーなのか。

〔「反問します。」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

反問を許します。

○市長（米田 徹君）

反問させていただきます。

その弁護士というのは、向こうの弁護士か、こちらの弁護士かどっちですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

向こうの弁護士に決まっているでしょ。どうなんですか、イエスなのか、ノーなんですか、はっきり教えてください。

○議長（五十嵐健一郎君）

反問を終了いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

向こうが弁護士を立ててるわけでございますので、我々はやっぱり弁護士と対応しとるわけでございます。やはりそれはどういうことかという、告訴とかやっぱり裁判論争に入る準備もあるわけでありますので、当然、それを視野に入れながら、我々は対応してまいったわけであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

それでは、今のお答えからすると、支配人は検察庁では全てうそを言って勘弁してしてもらってきたということを言いたいわけなんですね。これは大変重要な問題ですよ。これはしっかりしないと、また告発されてしまいますよ、これ。それでなくてもあなた方は、調べることはできないと言ってるんですよ。

市としては、さまざまな角度から警察の捜査が行われたものと考えており、元支配人による管理運営について、さらなる市の調査を考えていない。何で考えないんですか。要は、今回、告発された時点は、どんな部分を告発されたのか、教えていただけますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

お答えいたします。

告発の内容については、当方では承知してございません。

したがいまして、そのような情報があったときに、当方では顧問弁護士に、警察に相談するとともに顧問弁護士にも相談しながら、これまで議会、あるいは委員会等で疑問の点、調査すべき点、あるいはいろんな討論の中で出された資料等についても顧問弁護士に見ていただく中で、どのようなものが考えられるのかも含めて相談させていただいたところございまして、当方では、その内容については承知しておりません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

それでは、告発内容は、要は元支配人が自分で飲むために清酒を購入した。ビールを購入した。ウイスキーを購入した。売店から物を持って自室で消費した。それからあれですよ、接待に使ったということ。これだけなんです、告訴されたのは。いろいろ市のほうでは、あれもこれとも言いますけれども、この部分だけの告発であって、その柵口温泉全体の赤字についての言及は一切ないんです。ですから、あなた方は42万円を受け取った。これもその弁済ではなくて、迷惑料として受け取ったと、はっきり言ってるでしょ。ほうったら、この部分についての検証は、まだ全然されてないわけなんです。ですから、それに対しての弁済をどう求めていくんですか。そういうことを聞いてるんですよ。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

お答えいたします。

検察のほうで、どのような資料に基づいて判断されたかというのは、当方は全く承知してございません。それについては、捜査の結果を検察庁に送致した結果、検察官が裁量のもとで決断したものでありまして、それについて当方が、検察のほうから説明を受けたこともございませし、その内容についても検察のほうから、うちのほうへ通知するというものもないと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1 番（平澤惣一郎君）

ですから、そういうのは今言ったように、支配人が私用に使った部分だけの告発であって、赤字全体の告発じゃないんですよ。ほいで赤字に対しても全然検証がされていない。この辺をされていないし、それだけの多額の税金を使いながら、税金を補填するから別に調査はしなくていい、検証はしなくていいってことなんですか。はっきりお答えください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

お答えいたします。

赤字の原因等につきましては、先ほど市長が申し上げましたとおり毎年の決算等でも説明をさせていただいておりますし、その後、このような内容の中で議会、あるいは委員会のほうからも内容の説明を求められております。その都度、その内容について資料をお示ししながらお答えしてきたものと思っておりますし、それがまた、皆様のご理解に至らなかったということであれば、またあれかとは思っておりますが、当方としては、今出せる資料を出させていただいて、説明させていただいたものというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1 番（平澤惣一郎君）

これはなぜ検証しないのか、やらないのか、何か特別な理由でもあるんですか。1年目で1,800万、2年目で三千数百万赤字を出して、棚卸しはしていない、伝票はない、帳面はない。公会計ったらこれでいいんですか。これじゃあね、市民は絶対認めませんよ。しかも一億数千万の税金を投入してるんですよ。それを調査もしない、何もしない。私は関知しませんじゃあ通るわけないでしょ。お答えください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

何もしない、調査もしないと言った、やったことはございません。我々、全てある資料を提出しながら、その中でそれを説明をさせていただきました。

しかし、その中において、ないものはないというもので、我々はその以前の議会の中、また委員会の中で説明をさせていただいております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1 番（平澤惣一郎君）

調査をしたんなら、調査をしたなりに、やっぱりこれだけの多くの税金を使ってるんですから、議会に報告があつてしかるべきでしょ。何にも報告なんかじゃないじゃないですか。どういう検証をしたのか、どういう指示を出したのか、赤字に対する欠損をどうやって縮めていくのか、方策等も一切、公表されてないんですよ。このままの状況でやられたんでは、市民もたまったもんじゃないですよ。

それでは、幾ら言ってもお答えをいただけません。市民の皆さんどう思われるかわかりませんが、私も納得いきません。

次に、指定管理移行後の権現荘の経営状況はどうか。赤字の場合はどうするのか。税金による赤字補填はしないと明言しているが、糸魚川市は同社の株50%を保有する大株主であり、かつては米田市長が社長を務め、指定管理移行後も副市長が取締役となっているんですが、その辺いかがでしょう。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

お答えいたします。

昨年の4月から能生町観光物産センターから指定管理者制度に基づきまして、管理運営をしていただいております。その経営内容につきましては、ことしの9月の議会の中でご説明申し上げましたし、また、委員会の中でもご説明をさせていただいたとおりでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

責任問題が不明確であり、将来的に税金による赤字補填が危惧されております。本当にいかなる場合であっても税金による赤字補填はしないのか、いま一度、明確にお答えいただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

お答えいたします。

現在の指定管理者とは、現段階では赤字補填はしないという方針で協定を結んでいるところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

織田副市長は、株式会社能生町観光物産センターの総会において、指定管理移行に反対する株主

に対して、権現荘の赤字補填はしない。けれども、観光物産センターは、市が50%の株を保有する大株主であるから、経営が難しくなったときには、見殺しにはできないという意味の答弁をしたと聞いております。これはどういう意味なんでしょうか、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

お答えいたします。

今の議員のお話につきましては、前の段階でも多分話があったと思いますけれども、そのような内容については、お話ししていないということでお答えをさせていただいてると思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

権現荘の指定管理を受け入れるならば、黒字経営が赤字に転落することを危惧していた株主は、たくさんいたんじゃないですか。それを押し切ったのは、大株主である糸魚川市なんですよ。赤字補填をすれば協定違反、しなければ経営危機。この矛盾をどう解決するんでしょう。お聞かせをいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

能生町観光物産センターは、れっきとした法人でございまして、その法人の内容について、我々がお答えするわけにはいきません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

法人であっても株主ですよ。50%も株持ってるんですよ。経営には、当然参加するわけでしょう。それを他人事のように、ほかの企業ですから話できませんじゃ済まないんじゃないですか。もう一度お答えください。

〔「暫時休憩、願います。」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

暫時休憩します。

〈午後1時42分 休憩〉

〈午後1時43分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

それでは、次へ行きます。

権現荘疑惑の全てをうやむやのまま、民間企業から経営したいという意向があったにもかかわらず、第三セクター株式会社能生町観光物産センターへ指定管理に移行し、赤字経営した責任は重大であります。この点どうお考えでしょう。

〔「休憩をお願いします。」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

暫時休憩します。

〈午後1時44分 休憩〉

〈午後1時44分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

では、次に行きます。

金子総務部長、織田副市長、原能生事務所長、小林支配人、当時を知る者は、いずれも答弁席側からはいなくなっています。だからといって、決してうやむやにしている問題ではない。説明のつかない1億円を超える巨額な赤字を、貴重な市民の血税で補填することなど言語道断であり、財務管理上も決して許せるものではありません。わずかな減給処分で済む問題ではなく、当時、権現荘経営トップの市長の責任において、私財を投じてでも市民に返還すべきでしょう。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

うやむやにするという発言がありましたが、そのようなことは一切いたしておりませんし、質問

があったものにつきましては、お答えさせていただいておりますし、そして、その我々は行政というものは、また行政というだけではなくても、やはり我々受け持ってる部分については、やはり連続性、行政というのは連続性が必要だということで、我々はその任に当たった人、その任がいなくなっても継続して我々は引き継いで対応していきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

それでは、うやむやにしないというお言葉が市長から出てまいりました。ということは、これから赤字に対しても支配人の私的使用についても調査するんですか。お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

お答えいたします。

先ほど来お答えさせていただいておりますけども、いろんな中で、市のほうでは調査については限界があるというようなことで、警察のほうに相談した経過もございます。また、警察のほうでもそのあたりの状況も踏まえながら、捜査をしたというふうに思っておりますし、当方では、先ほど来のお話でありますけども、議員の皆様からいただいた疑問等については、いろんな資料を探したり調査したりしてお答えしてきたというような中で、これ以上の調査は難しいということでございまして、そのあたりについても調査については、これ以上できないということでお答えさせていただいたとおりでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

市長の答弁と食い違ふんじゃないですか。市長は、うやむやにはしないと云ってるんですよ、はっきり。それを調査も何もしないということは、どういうことなんですか。あなた、市長に逆らうんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

何か勘違いされとんじゃないですか。私は、あるものは全て出した中で、今、判断をし、いろいろ進めておるわけでございまして、しないとか、するとかで言っとるわけじゃなくて、我々は今までやってきたわけでございます。そして、その中で判断をし、そして今、皆さんからいろいろとご意見を賜っとるわけでありまして、その調査をしないとしないではなくて、もう我々といたしまし

ては、精いっぱいやった中でのお答えをさせていただいております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

ということは、これだけの多くの税金を投入して、反省もしなければ調査もしない。これでは糸魚川市民、たまったもんじゃありませんよ。幾ら汗水垂らして、流して、納めた税金なんですよ。

1億数千万も、ただ放り込んで、私は知りませんじゃ、これは市民が許すわけではないと思います。

最後に、繰り返しになりますが、私は議会の追及も甘いと考えております。権現荘問題を初めとした数々の疑惑をうやむやにしてきたことこそ、隠蔽体質という行政の闇をつくり上げてきたと言っても過言ではないでしょう。今回の一般質問においても納得のできる答弁は、何ひとつありませんでした。非常に残念であります。副市長を初めとする人事を幾らかえたとしても、責任問題が消滅するものではありません。責任ある行政運営と説明責任を果たされんことを祈念して、一般質問を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で、平澤議員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

再開を14時といたします。

〈午後1時50分 休憩〉

〈午後2時00分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。〔8番 新保峰孝君登壇〕

○8番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

私は、駅北大火の復旧について、地域医療の充実について、この2点について米田市長の考えを伺いたいと思います。

1、駅北大火の復旧について。

(1) 12月22日で駅北大火後2年になりますが、復旧の現状と今後について伺いたいと思います。

① 住宅・店舗等の再建見通しはどのようになっているか。

② 被災者支援打ち切りの考え方はどのようなものか。